消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置)標準仕様書

1.	必要図書							
	付近見取図		建築物	勿の配置	置図		設置階平面図	
	設置位置詳細図		配	線	図		使用機器図	
2. 彰	段計変更及び中間検査							
(1)	工事中に設計図書と異	なる	工事を	しよう	とする	場合は、	工事管理者及び	<u></u> 新轄消防署と協
請	らのうえ行うものとする。							
(2)	関係検査時、検査の困	難な	部分に	ついて	.は、あ	らかじめ	が朝消防署と連続	絡を取り必要に
셔	なじて中間検査を受けるも	っのと	さする。					
3. 核	と 器 等							
(1)	設置場所等							
	〕 火災通報装置(以下	「通幸	服装置」	とい	う。) は	、防災セ	ンター、中央管	理室、守衛室、
	事務室等常時人がいる場	易所に	設置。	ける。				
] 通報装置は、自動火災	シ 報矢	□設備⊄) ([5	受信機	□副受信	「機)が設置され	ている防災セン
	ター、中央管理室、守衛	5室、	事務室	宦等常明	寺人がい	る場所に	上併設して設置す	る。
] 通報装置には、遠隔起	己動物	長置を記	2置する	5.			
] 通報装置は、屋内電話	舌回線	泉のうち	っ構内を	を換機 と	電話局の	間となる部分に	設置する。
] 通報装置を接続する電	記話 回	回線は、	利用原	度の低い	(□加力	、回線 □発信専	用回線)を使用
	する。							
] 通報装置を接続する電	記話回	回線は、	一般の	の加入回	線を使用	引する。	
] 通報装置の操作スイッ	ノチに	は、床面	面からの	の高さが	5 0.8m以	.上、1.5m以下の)箇所に設ける。
	(椅子に座って操作するも	っのに	こあって	ては、C	.6m以_	上、1.5n	ı以下の箇所に設	ける)
(2)	使用機器							
] 通報装置は、(一財) 目	本消	当防設備	#安全 ⁻	センター	・の認定品	品とする。	
(3)	試験のための措置							
] 通報装置に試験装置を	/接続	売できる	る通信に	コネクタ	のジャッ	ノクユニットを内	蔵している。
Г	□ 試験基置を接続するた	- み <i>の</i>)涌信-	コネカノ	タのジャ	ックコー	こットを設け 通	報本器の信号が

(4) 蓄積音声情報									
□ 蓄積音声の内容/	は、() 消	筋署と協議するもの	のとする。						
(5) 緊急情報連絡先									
□ 第1順位は、京都市消防局消防指令センターとし、第2、第3順位は別添のとおりとす									
る。									
4.配線等									
□ 通報装置の電源は、配電盤又は分電盤からの専用回線とする。									
□ 通報装置と遠隔起動装置との間の配線は、消防法施行規則第 12 条第 1 項第 5 号による。									
□ 配線の種類及び施工方法									
配線区分	電線の名称及び太さ	施工方法	接続方法						
□電源回路									
□ 遠隔起動装置回路	í								

5. 直接通報

□ 自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件と連動起動

外部に送出されないように切替スイッチを設ける。

通報装置の概要表

1	接続電話	番号	_	回線種別	□ ダイヤル回線(パルス式) □ プッシュ回線(トーン式)		
2	火災通報装置	型式番号		型式記号		<i>y</i>	
		製造者		商品名			
		設置場所	設置棟	設置階及び	設置室		
3	遠隔起動装置	設置場所	設置棟	設置階及び	設置室		
4	火災通報先	第1順位	京都市》	防 指 令	· センター		
			(所在地・名称)				
		第2順位	(責任者氏名)				
			(電話番号)	_		_	
		第3順位	(所在地・名称)				
			(責任者氏名)				
			(電話番号)	_		_	